

**柏崎刈羽原子力発電所6,7号炉  
特定重大事故等対処施設の一部構築物の  
構造変更による発電用原子炉設置変更許可申請の  
概要について**

---

**2023年3月14日  
東京電力ホールディングス株式会社**

# 1. 一部構築物の構造変更の概要

---

## 【構造変更の目的】

- ✓ 構造をシンプルにすることで設計を合理化するとともに、施工性の向上による工期短縮を図る。
- ✓ 構造変更により、接続部分の複雑な構造に対する設計や評価を避ける。

## 【設置変更許可申請の経緯】

- ✓ 2022年8月17日に特定重大事故等対処施設に関する設置変更許可を取得。
- ✓ 許可取得後、詳細設計の進捗により、一部構築物の構造変更について成立性を確認。
- ✓ 今回、準備が整ったことから、2023年3月14日に設置変更許可申請を実施。

## 【主な説明内容】

- ✓ 今回の構造変更に伴い、本文及び添付書類において施設名称や図面の変更が必要となる箇所について説明する。
- ✓ 今回の構造変更を踏まえ、設置許可基準規則第38条（地盤の変位、支持、変形）への適合性等について説明する。

## 2. 設置許可基準規則の要求事項と適合方針(1/2)

- ✓ 本申請における特定重大事故等対処施設の設置許可基準規則に対する適合方針は以下のとおり。
- ✓ 本申請における適合方針は、既許可の適合方針から変更はない。

### ○設置許可基準規則第三十八条（特定重大事故等対処施設の地盤）

要求項目	主たる要件	適合方針	備考
地盤の支持	耐震重要度分類クラスに適用される地震力及び基準地震動Ssに対して十分に支持することができる地盤に設置	耐震重要度分類クラスに適用される地震力及び基準地震動Ssに対して接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。	既許可の適合方針から変更なし
地盤の変形	変形に対して必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置	地震発生に伴う支持地盤の傾斜及び撓み並びに周辺地盤の変状により必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。	
地盤の変位	変位が生ずるおそれがない地盤に設置	将来活動する可能性のある断層等の露頭のない地盤に設置する。	

### ○設置許可基準規則第三十九条（地震による損傷の防止）

要求項目	主たる要件	適合方針	備考
耐震性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震重要度分類クラスの施設に適用される地震力に十分に耐え、かつ基準地震動Ssに対して必要な機能が損なわれるおそれがないこと</li> <li>・基準地震動Ssによる地震力が作用することにより生ずる応力等が、地盤の支持性能及び周辺斜面の安定性を考慮しても、許容限界に対して余裕を有すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震重要度分類クラスの施設に適用される地震力に十分に耐え、かつ基準地震動Ssに対して必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</li> <li>・基準地震動Ssによる地震力が作用することにより生ずる応力等が、地盤の支持性能及び周辺斜面の安定性を考慮しても、許容限界に対して余裕を有する設計とする。</li> </ul>	既許可の適合方針から変更なし
斜面の安定性	基準地震動Ssによって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して必要な機能が損なわれるおそれがないこと	基準地震動Ssによって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して必要な機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。	

## 2. 設置許可基準規則の要求事項と適合方針(2/2)

### ○設置許可基準規則第四十条（津波による損傷の防止）

要求項目	主たる要件	適合方針	備考
耐津波性	基準津波に対して必要な機能が損なわれるおそれがないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定重大事故等対処施設は、基準津波に対して必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</li> <li>・特定重大事故等対処施設は、敷地に津波による浸水が生じた場合においても、必要な機能を維持できる設計とする。</li> </ul>	既許可の適合方針から変更なし

### ○設置許可基準規則第四十一条（火災による損傷の防止）

要求項目	主たる要件	適合方針	備考
火災防護	火災の発生防止，火災の感知及び消火	火災発生防止，火災感知及び消火の措置を講じる設計とする。	既許可の適合方針から変更なし

### ○設置許可基準規則第四十二条（特定重大事故等対処施設）

要求項目	主たる要件	適合方針	備考
航空機衝突に対する防護	原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突に対して必要な機能が損なわれるおそれがないこと	特定重大事故等対処施設は、原子炉建屋等と特定重大事故等対処施設が同時に破損することを防ぐため必要な離隔距離を確保するか、又は故意による大型航空機の衝突に対して頑健な建屋に収納する。	既許可の適合方針から変更なし

### 3. 本文・添付書類の変更箇所

- ✓ 許可された設置変更許可申請書のうち以下に示す項目の記載の一部について、今回の構造変更に伴い記載を変更する。
- ✓ 記載の変更により機能や評価の主旨が変わるものではない。

書類名	項目
本文	五、イ (3) 特定重大事故等対処施設の形状と位置
申請書添付参考図面	第33図 発電所一般配置図（特定重大事故等対処施設を含む。）
添付書類六	3.7 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造及び地盤
	3.8 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造及び地盤の調査結果の評価
添付書類八	1.5.3 特定重大事故等対処施設の耐津波設計
	1.6.3 特定重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針
	2.6 特定重大事故等対処施設に関するプラント配置
	10.5 火災防護設備（10.5.3 特定重大事故等対処施設）
	10.18.1 特定重大事故等対処施設に係る故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項

## 4. 今後のスケジュール

✓ 本申請に係るスケジュール（想定）は以下のとおり。

3月	4月	5月	6月	7月	8月
申請書提出 ▼3/14					
					
	▲4月 審査会合（公開）				